

プロポーザル方式による  
カーシェアリング車両配置（箕面市公用車駐車場）に係る  
事業者募集要領

【 仕 様 書 】

令和7年(2025年)10月 6日

箕面市 みどりまちづくり部営繕室

## 1 本書の位置づけ

本仕様書は、「プロポーザル方式によるカーシェアリング配置（箕面市公用車駐車場）に係る事業者募集要領（令和7年（2025年）10月6日）」に基づくものであり、応募しようとする事業者に対し、市が提供すべき情報等を提示するものです。

## 2 物件概要

所在地番 : 大阪府箕面市西小路4丁目305番地  
貸付面積 : 10㎡以内（1,024㎡の一部）  
付帯する設備 : 無し  
財産区分 : 行政財産  
用途地域 : 近隣商業地域  
位置 : 別紙1【位置図】を参照してください

## 3 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、1年とします。
- (2) 満了日の6ヵ月前までに継続の意思を確認し、双方の合意に基づいて更新することができます。
- (3) 更新を含め、最長で10年間を限度とします。

## 4 使用上の制限

- (1) 当該物件は、事業者の提案に基づき市が承認した用途以外に使用することはできません。
- (2) 事業者は、適切に管理者を定めた上で、最善の注意をもって当該物件の維持保全に努めてください。
- (3) 事業者は、関連法令を遵守し、事故が発生した場合は直ちに使用を中止し、速やかに市に報告してください。

## 5 月額使用料

最低月額使用料10,000円以上で、提案してください（提案額が最低月額を下回る場合は、失格とします）。

※最低月額使用料10,000円は、箕面市公有財産規則に基づき算定したものです。

## 6 保証料

不要です。

## 7 光熱水費等

事業者が設置するサインや車室の整備等により光熱水費が発生する場合は、事前に市と協議し承認を受けた上で施工し、事業者が直接負担するようにしてください。

## 8 再委託等の制限

事業者は、やむを得ない場合（市と協議し認められた場合）を除き、事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。

## 9 権利の譲渡又は転貸の禁止

事業者は、当該物件使用許可に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡、承継、転貸、又は担保に供することはできません。

## 10 衛生の保持等

事業者は、定期的に巡回するなどし、当該物件内の清潔保持に努めてください。また、当該物件内で発生した廃棄物については、事業者が責任をもって処分してください。

## 11 工事等の許可

事業者が、事業の実施に関し、当該物件に係る形状変更等の工事等を行う必要が生じた場合は、次のことを遵守してください。

- (1) 図面や設計書等の、工事の概要がわかる書面を持って、必ず着手前に市と協議し、許可を受けてください。また、施工に関しては、市の指示に従うようにしてください。
- (2) 許可後の施工にあたっては、事故防止はもちろんのこと、当該物件周辺の安全を確保してください。

## 12 事業実施に関する措置

市は、事業者が実施する事業に関し、その実施状況等が社会観念上不相当と認められるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するとともに、改善措置を講じるよう求めます。

事業者は、市から当該書面による通知を受けたときは、速やかに改善措置を講じるとともに、通知から10日以内に、書面によりその詳細を報告しなければなりません。

### 13 使用許可終了時の施設の原状回復及び明け渡し

事業者は、使用許可期間満了又は使用許可が解除されたときは、速やかに市と詳細について協議し、当該物件を原状回復した上で明け渡してください。

### 14 その他

#### (1) 駐車場について

当該物件は、公用車駐車場の一部であるため、誤って公用車の駐車枠に事業用車両が駐車若しくは停車することのないようにしてください。

#### (2) 喫煙について

市役所敷地内は、全面禁煙です。

当該物件の内外を含めて、市役所敷地内の喫煙は厳禁です。

#### (3) やむを得ない解除について

市は、当該物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、本許可を解除することがあります。その場合、事業者は同条第5項の規定に基づき、市に対してその補償を求めることができます。